

# 鳥取県公報

## ◇告示

土地改良事業計画書の縦覧

河川敷地の公用廃止  
土地の公用廃止  
結核予防法の規定による定期外の健康診断の  
実施  
建設業者の登録まつ消

告  
示

鳥取県告示第五百五十二号

昭和三十六年八月十八日付けで、岩美郡国府町から申  
請のあつた土地改良事業計画については、審査の結果適  
当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九  
十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第

〇条第○項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画の写

二 縦覧期間

昭和三十六年九月二十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

岩美郡国府町役場

鳥取県告示第五百五十三号

河川法(明治二十九年法律第七十一号)適用の千代川  
筋鳥取市倭文地区内の旧堤防及び千代川筋鳥取市服部地区  
内の旧堤防は、次のとおり公用を廃止する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 用 廃 止 箇 所	公用廢止面積	県に帰属する面積
鳥取県鳥取市倭文字鳥居田一九七番ノ二地先から 同県同市向国安八番地先まで	一、五六五坪	一、五六五坪
鳥取県鳥取市服部四七四番地先から 同県同市服部字下河原四三二番地先まで	六七四坪	六七四坪
(関係図面は土木部管理課に保管)		

### 鳥取県告示第五百五十四号

次の土地は、昭和三十六年九月十六日から公用を廃止した。

昭和三十六年九月二十二日

場 所	地目又 は品目	面積又 は数量 (坪)
倉吉市字西梅田五五九番二	農道敷	三一三、六二
地先外		七八、五一
	水路敷	

関係図面は土木部管理課に保管

### 鳥取県告示第五百五十五号

倉吉保健所

#### 四 健康診断の実施区域

倉吉保健所管内一円

62号

昭和36年9月22日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第62号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次とおり実施する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 健康診断を受けるべき者

- 1 理容師、美容師及びその家族
- 2 接客業者

#### 二 健康診断の実施期日

昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年二月二十八日まで

#### 三 健康診断の実施場所

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定

昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年二月二十八日まで

三 健康診断の実施場所

#### 鳥取県告示第五百五十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消し

た。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

国 岡 組

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録  
(は) 第五七七号

七、二四

八頭郡智頭町智頭九四

国 岡 武

昭三六、七、二四